議案第１０８号

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例

［改正理由］

高齢者の増加による高層階の空き住戸の増加等の公営住宅を取り巻く社会状況を踏まえ、単身者用の規格の公営住宅に入居することができる者の資格の要件を緩和するため改正する。

［内　　容］

１８歳以上６０歳未満の者で、特に入居を促進する必要があると市長が認める公営住宅の入居の許可を受けようとするものについても、単身者用の規格の公営住宅に入居することができることとする。（第４条関係）

［適　　用］

令和 ９ 年 ４ 月 １ 日